

新旧料金表

■【八日市文化芸術会館】

ホール

区分 時間帯	現行料金 平成26・27年度		新料金 平成28年度以降	
	平日	土曜日・日曜日・祝日	平日	土曜日・日曜日・祝日
午前（9時から午前12時まで）	12,000円	18,000円	14,400円	21,600円
午後（午後1時から午後5時まで）	16,000円	24,000円	19,200円	28,800円
夜間（午後5時30分から午後9時30分まで）	28,000円	42,000円	33,600円	50,400円
午前・午後（午前9時から午後5時まで）	28,000円	42,000円	33,600円	50,400円
夜間（午後1時から午後9時30分まで）	44,000円	66,000円	52,800円	79,200円
全日（午前9時から午後9時30分まで）	56,000円	84,000円	67,200円	100,800円

ホール以外

区分	現行料金 平成26・27年度（1時間あたり）	新料金 平成28年度以降（1時間あたり）
和室	500円	750円
練習室	900円	1,250円
会議室1	500円	750円
会議室2	400円	600円
展示室	2,000円	2,800円

備考

- 1 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、その使用料の5割に相当する額を加算した金額とする。

2 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、次のとおりとする。

(1) 入場料又はこれに類するものが 1,000 円を超える場合は、使用料の 5 割に相当する額を加算した金額とする。

(2) 入場料又はこれに類するものが 1,000 円以下の場合は、使用料の 3 割に相当する額を加算した金額とする。

3 展示室を連続して 6 日以上使用する場合は 6 日目以降の使用料は、その使用料の 5 割に相当する額を減額した金額とする。ただし、上記 2 に該当する場合は、この限りでない。

4 文化芸術会館で催物等を行うためホールを舞台練習等に利用する場合は、その使用料の 5 割に相当する額を減額した金額とする。

5 ホールの利用に関し、やむを得ない事情により、所定の使用時間を超過して使用する場合は、次に定める額を徴収する。

午後 9 時 30 分から翌日午前 9 時までの間に使用する場合

超過する時間 1 時間（1 時間未満の端数が生じる場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときはこれを切り捨てる。）につき、夜間の使用に係る使用料の 5 割に相当する額

6 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。